

## 国立大学法人東京学芸大学における寄附金の共通経費に関する取扱要項について

制定理由：本学が受け入れる寄附金を効果的かつ効率的に運用するため、寄附金の共通経費を導入することとし、そのための必要な事項を定めるものである。

### 19.12.6 制定

19.11.28 財務委員会, 19.12.5 役員会, 19.12.5 教育研究評議会 審議承認

## 国立大学法人東京学芸大学における寄附金の共通経費に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程（昭和61年規程第2号。以下「規程」という。）により受け入れる寄附金の一部を共通経費として取り扱うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共通経費は、本学が受け入れる寄附金から一定の割合で控除した原資を使用し、効果的かつ効率的に寄附目的を達成することを目的とする。

(拠出率)

第3条 共通経費の拠出率は、寄附金受入額の5パーセントとする。

(適用除外)

第4条 次に掲げる寄附金については、共通経費拠出の適用除外とする。

- (1) 規程第4条第1項第1号及び第2号に規定する目的のもの
- (2) 寄附金額が100万円未満のもの
- (3) その他学長が特に認めたもの

(使用)

第5条 共通経費は、施設等の維持管理経費、雇用する教職員の人件費、光熱水料等に使用する。

2 当該年度における共通経費の使用は、学長が決定する。

(使用状況の報告)

第6条 共通経費の使用状況については、毎年1回教育研究評議会に報告する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、共通経費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行し、施行日以降に申込みがあった寄附金から適用する。

[参考]

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程（抄）

（寄附金の受入条件等）

第4条 本学において受入れることができる寄附金は、次の各号に掲げる経費に充てることを目的とするものに限るものとする。

- (1) 学生，児童，生徒等（以下「学生等」という。）に貸与又は給与する学資
- (2) 学生等に貸与又は給与する図書，機械，器具及び標本等の購入費
- (3) 学術研究に要する経費
- (4) その他教育研究の奨励又は本学の業務目的に資するための経費